

○聖籠町子育て世帯移住・就業等支援事業における子育て世帯移住支援  
金交付要綱

令和 6 年 6 月 28 日

告示第 62 号

改正 令和 7 年 10 月 27 日告示第 102 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、聖籠町への子育て世帯の移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資することを目的とし、新潟県と共同して行う新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業において、予算の範囲内で子育て世帯移住支援金(以下「支援金」という。)を交付することについて、新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業実施要領及び聖籠町補助金等交付規則(平成 23 年聖籠町規則第 33 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第 2 条 支援金の交付金額は、1 世帯につき 50 万円とする。

(対象者)

第 3 条 支援金の対象者は、当該支援金の申請日(以下「申請日」という。)において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 移住等に関する要件として、次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次の(ア)、(イ)及び(ウ)のいずれにも該当すること。

(ア) 聖籠町への転入(住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 22 条第 1 項に規定する転入をいう。以下同じ。)直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に關

する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)、山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)、半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住をしていたこと。

(イ) 聖籠町への転入直前に、連続して 1 年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住していたこと。

(ウ) 新潟県移住・就業等支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領

(以下「県移住・就業等支援事業実施要領」という。)第 5 の 1(1)①

(ア)に規定する移住元に関する要件に該当しないこと。

イ 移住先に関する要件として、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当すること。

(ア) 聖籠町への転入後 1 年以内であること。

(イ) 申請日から 5 年以上、聖籠町に継続して居住する意思を有すること。

ウ その他の要件として、次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 聖籠町暴力団排除条例(平成 24 年聖籠町条例第 1 号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)に定める特別永住者の在留資格を有すること。

(ウ) 過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請

時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、新潟県及び聖籠町が認める場合を除く。

- (エ) その他新潟県及び聖籠町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 就業等に関する要件として、次のアからエまでのいずれかに該当すること。
- ア 就業に関する要件として、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。
- (ア) 次の(イ)に掲げる場合を除き、次の a から g までのいずれにも該当すること。
- a 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
  - b 就業先が県移住・就業等支援事業実施要領第 5 の 2(1)に規定するマッチングサイト(以下「マッチングサイト」という。)に移住支援金の対象として掲載された求人であること。
  - c 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
  - d 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて上記 b の求人に係る法人等(以下「対象法人等」という。)に就業していること。
  - e 上記 b の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
  - f 申請日から 5 年以上、対象法人等に継続して勤務する意思を有していること。
  - g 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(イ) 県移住・就業等支援事業実施要領第5の1(1)②2)に規定するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者で、次のaからeまでのいずれにも該当すること。

- a 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- b 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- c 申請日から5年以上、当該就職先に継続して勤務する意思を有していること。
- d 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- e 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

イ テレワークに関する要件として、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 移住先でテレワークにより勤務すること（恒常的に、通勤しないものに限る。）とし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。

(ウ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

ウ 関係人口に関する要件として、次の(ア)に該当し、かつ、(イ)又は(ウ)のいずれかに該当すること。

(ア) 聖籠町への転入前に、町長に対し、聖籠町の移住・定住の取組を含む政策全般に係る意見を提出していること。

- (イ) 農林水産業に就業する者
  - (ウ) 3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等に就業する者
- エ 起業に関する要件として、申請日から過去1年以内に県移住・就業等支援事業実施要領第6に規定する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。
- (3) 子育て世帯に関する要件として、次のアからオまでのいずれにも該当すること。
- ア 申請者及び18歳未満の者(申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の者をいう。以下同じ。)を含む2人以上の世帯員が移住元において、住民票の上で同一世帯に属していたこと。
  - イ 申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員が申請時において、住民票の上で同一世帯に属していること。
  - ウ 申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員が令和6年4月1日以降に転入したこと。
  - エ 申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内であること。
  - オ 申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員がいずれも、聖籠町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(交付申請)

第4条 申請者は、聖籠町子育て世帯移住支援金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請書に通知する。

(返還請求)

第6条 町長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する状況となった場合、支援金の全額又は半額の返還請求をする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、聖籠町が新潟県と協議し、双方がこれを認めた場合は、この限りではない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請等を行っていた場合
- イ 申請日から3年未満で聖籠町から転出した場合
- ウ 申請日から1年以内に第3条第2号アに掲げる要件を満たす職を辞した場合
- エ 申請日から1年以内に第3条第2号イに掲げる要件を満たす職を辞した場合
- オ 申請日から1年以内に第3条第2号ウに掲げる要件を満たす職を辞した場合
- カ 起業支援事業に係る交付決定が取り消された場合

(2) 半額の返還

申請日から3年以上5年未満で聖籠町から転出した場合

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、新潟県と聖籠町が協議して定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和6年4月1日以後に転入した者から適用する。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の聖籠町子育て世帯移住・就業等支援事業における子育て世帯移住支援金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。



## 様式第1号(第4条関係)

様式第1号(第4条関係)

年　月　日

聖籠町長　　様

### 聖籠町子育て世帯移住支援金交付申請書

聖籠町子育て世帯移住・就業等支援事業における子育て世帯移住支援金交付要綱第4条の規定に基づき、支援金の交付を申請します。

#### 1 申請者欄

フリガナ	生年月日	
氏名	西暦　年　月　日	
住所	〒	電話番号
メールアドレス		

#### 2 支援金の内容 (該当する欄に○を付けてください)

子育て世帯移住 支援金の種類	就業	起業	同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)	人
	テレワーク	関係人口	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人

#### 3 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください) <sup>※1</sup>

様式第1号の2 「1 支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
様式第1号の2 「2 子育て世帯移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
以下に記載する支援金の移住元に関する要件 <sup>※2</sup> に該当しない。	A. 誓約する	B. 誓約しない
申請日から5年以上継続して、聖籠町に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
世帯員全てが暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて	A. 該当する	B. 該当しない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 聖籠町への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

※1 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、支援金の支給対象となりません。

## ※2 支援金の移住元に関する要件

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）
- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

## 4 転出元の住所

住所	〒
----	---

## 5 （テレワークによる移住者のみ記載） 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない／その他（ ）

### ※添付書類

#### 【全ての方が添付】

- ①写真付き身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し
- ②賃約事項及び個人情報を取扱いに係る同意事項（様式第1号の2）
- ③移住元に関する要件を満たすことが確認できる住民票裏面の写し（世帯員分を含む）
- ④転入前、転入後に同一世帯に属する上席員であることを証する書類
- ⑤損失扶助が申請できる預金通帳又はキャッシュカードの写し

#### 【該当する場合添付】

- <就業の要件に該当する場合>
- ⑥就業証明書（様式第2号）
- <就業の要件に該当する場合>
- ⑦県実施要領第6に規定する起業支援金の交付決定通知書の写し
- <テレワークの要件に該当する場合>
- ⑧労働時間届出書（様式第3号第2）
- ⑨労働時間届出書（様式第3号第3）
- <開業人の要件に該当する場合>
- ⑩会社登記手続完了証（様式第4号）
- ⑪豊林水産株式会社に事業に参画したことが確認できる書類
- <その他>
- ⑫その他町長が必要と認める書類

管理コード(新潟県及び聖籠町使用欄)

## 様式第1号の2(第4条関係)

### 様式第1号の2 (第4条関係)

#### 誓約事項及び個人情報の取扱いに係る同意事項

##### 1 支援金の交付申請に関する誓約事項

###### (1) 報告及び調査への協力について

子育て世帯移住・就業等支援事業に関する報告及び調査について、新潟県及び聖籠町から協力を求められた場合には、それに応じます。

###### (2) 支援金の返還について

以下の①から⑦のいずれかに該当する状況となった場合には、聖籠町子育て世帯移住・就業等支援事業における子育て世帯移住支援金交付要綱第6条の規定に基づき、速やかに聖籠町に報告し、支援金の全額又は半額を返還します。

①	虚偽の内容で移住支援金の交付申請したことが判明した場合	全額を返還する
②	申請日から3年未満で聖籠町から転出した場合	
③	申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合	
④	起業支援事業に係る交付決定が取り消された場合	
⑤	申請日から3年以上5年未満に聖籠町から転出した場合	半額を返還する
⑥	申請日から1年以内にテレワークに関する要件を満たさなくなった場合	
⑦	申請日から1年以内に関係人口に関する要件を満たさなくなった場合	

##### 2 子育て世帯移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び聖籠町は、当該個人情報について、子育て世帯移住・就業等支援事業の円滑な実施のため、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

## 様式第2号(第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

年 月 日

聖籠町長 様

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	<input type="checkbox"/> 3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	<input type="checkbox"/> 目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、新潟県及び聖籠町の求めに応じて、新潟県及び聖籠町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

## 様式第2号の2(第4条関係)

様式第2号の2 (第4条関係)

年 月 日

聖籠町長

様

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書 (支援金（テレワーク）の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等から命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
雇用形態	<u>週20時間以上のテレワークの実施</u>
交付金による 資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない

新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、新潟県及び聖籠町の求めに応じて、新潟県及び聖籠町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

## 様式第2号の3(第4条関係)

様式第2号の3 (第4条関係)

年 月 日

聖籠町長

様

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

就業時間の証明書（支援金（テレワーク）の申請用）

下記のとおり事実であることを証明します。

記

就労開始日	年 月 日		
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間		<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 (うち休憩時間 分)
	就労日数		<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間
	平日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)		
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間		<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 (うち休憩時間 分)
	就労日数		<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間
	主な就労時間帯		時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
就労実績 (直近3カ月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月
特記事項（備考）			

## 様式第3号(第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)

年 月 日

様

聖籠町長

聖籠町子育て世帯移住支援金交付決定通知書

聖籠町子育て世帯移住・就業等支援事業における子育て世帯移住支援金交付要綱第5条の規定に基づき、以下のとおり支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

支援金 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※子育て世帯移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名 :

振込先口座番号 (下3桁) :

振込先口座名義 :

(備考)

1 聖籠町子育て世帯移住・就業等支援事業における子育て世帯移住支援金交付要綱第6条の規定に基づき、以下の場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・申請に当たって、虚偽の内容で申請を行っていたことが判明した場合：全額
- ・申請日から3年末満で聖籠町から転出した場合：全額
- ・起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
- ・申請日から1年以内にテレワークに関する要件を満たさなくなった場合：半額
- ・申請日から1年以内に関係人口に関する要件を満たさなくなった場合：半額
- ・申請日から3年以上5年末満で聖籠町から転出した場合：半額

(就業の場合)

- ・申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

2 支援金の交付申請に関する誓約事項に基づき、新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容で申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

管理コード	
-------	--